

実績評価書

平成20年8月

評価の対象となる施策目標	二国間等の国際協力を推進すること
--------------	------------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標 X	国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること
施策目標 1	国際社会への参画・貢献を行うこと
施策目標 1-2	二国間等の国際協力を推進すること
個別目標 1	保健衛生・福祉分野における開発途上国の人材養成事業等 に対して協力すること
	(主な事務事業) ・水供給プロジェクト計画作成指導等事業 ・ASEAN・日本 HIV/AIDS ワークショップ開催事業 ・ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業
個別目標 2	労働分野における開発途上国の人材養成事業等に対して協 力すること
	(主な事務事業) ・アジア地域労使関係セミナー事業 ・アジア開発途上国人事・労務管理者育成事業 ・アジア太平洋地域人材養成協力事業 ・技能実習制度推進事業
施策の概要(目的・根拠法令等)	
国際社会に貢献するため、我が国の有する政策制度等に関する豊富な経験や知識を活用して、開発途上国に対する保健衛生・社会福祉・労働分野における人材育成事業等の協力を推進する。	
主管部局・課室	大臣官房国際課国際協力室
関係部局・課室	職業能力開発局海外協力課

2. 現状分析

<p>東南アジア諸国を始めとするアジア・太平洋地域の開発途上国は、アジア通貨危機を乗り越えた後めざましい経済発展を遂げているものの、いまなお多く存在する貧困層や深刻な環境問題の発生など、開発の歪みが生じている。</p> <p>保健及び社会福祉の充実については、政府開発援助の拠りどころであるODA大綱及び国連ミレニアム開発目標のそれぞれにおいてその主要な目標のひとつに掲げられており、我が国は先進国として、これら政策分野でも我が国の経験を伝えていくことを通じて国際社会に貢献することを目指している。</p> <p>とりわけASEAN諸国の社会経済の着実な発展は、少子高齢化や核家族化などといった、かつて我が国が経験した急速な就業構造・人口構造・家族関係の変化をもたらしつつあり、アジアにおける先駆的取り組みとして我が国が講じてきた社会保障諸政策に対して、期待は高まっている。</p> <p>また、今後の一層の開発には、先進国のリードを離れた途上国の自立的で持続可能な発展、南南協力の推進による地域連帯に基づく発展が不可欠であり、そのためには国づくりの担い手となる優れた人材を育成・確保するための支援が効果的である。</p> <p>具体的には経済・産業発展のために必要とされる技術者及び技能労働者はもとより、人事労務担当者、職業訓練を行う指導員、健全な労使関係構築のための人材が非常に不</p>
--

足している現状にあり、開発途上国からも、我が国に対しこれら各種分野の技術、技能移転を通じた人材養成に係る国際協力の要請が強いことから、引き続き積極的かつ効果的な支援が求められているところである。

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】
2	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】
(調査名・資料出所、備考) ※本施策目標については、定量的な指標を定めて評価する性質のものではない。					
施策目標の評価 【有効性の観点】 保健医療、公衆衛生、雇用・労働分野等における我が国の経験の共有は、東南アジアを中心とするアジア・太平洋地域各国の更なる発展に必要なインフラ整備や基幹人材の育成に資するものであり、有効なものであると考えている。 【効率性の観点】 現在アジア・太平洋地域各国が直面している課題に既に対応してきた我が国の経験は、諸外国がこれらの課題に対応するために実践的なものであり、また、各国のハイレベルの行政担当官が来日して現場を見ること等により、より効率的なプログラムとなっているものと評価している。 【総合的な観点】 保健医療、公衆衛生、雇用・労働分野等において、我が国が保持する高度な技術を活用し、民間団体を通じた国際的な技術協力事業、研究・分析事業を実施することで、効果的に国際社会に貢献することができると評価している。					

4. 個別目標に関する評価

個別目標 1 保健衛生・福祉分野における開発途上国の人材養成事業等に対して協力すること					
個別目標に係る指標 アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1	—	—	—	—	集計中
2	—	—	—	—	集計中
3	—	—	—	—	集計中
(調査名・資料出所、備考) 備考：指標 1 から 3 までは平成 19 年度事業の実績から把握することとしている。					

参考指標		H15	H16	H17	H18	H19
1	水供給プロジェクト計画作成指導等事業による調査案件数（単位：件）	4	4	4	4	3
2	ASEAN・日本 HIV/AIDS ワークショップ開催事業参加国数及び参加者数（単位：カ国、人）	8カ国 17人	8カ国 15人	8カ国 16人	8カ国 17人	8カ国 24人
3	ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業参加国数及び参加者数（単位：カ国、人）	10カ国 23人	10カ国 32人	8カ国 24人	8カ国 33人	8カ国 32人
<p>（調査名・資料出所、備考）</p> <p>指標1は、各年度の水供給プロジェクト計画作成指導事業における調査実施件数（厚生労働省調べによる）である。</p> <p>指標2は、各年度のワークショップへの参加国数及び参加者数（厚生労働省調べによる）である。</p> <p>指標3は、各年度の会合への参加国数及び参加者数（厚生労働省調べによる）である。</p>						
<p>個別目標1に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）</p> <p>保健及び社会福祉の充実、政府開発援助の拠りどころであるODA大綱及び国連ミレニアム開発目標のそれぞれにおいてその主要な目標のひとつに掲げられており、我が国は先進国として、これら政策分野でも我が国の経験を伝えていくことを通じて国際社会に貢献することを目指している。</p> <p>とりわけ ASEAN 諸国の社会経済の着実な発展は、少子高齢化や核家族化などといった、かつて我が国が経験した急速な就業構造・人口構造・家族関係の変化をもたらしつつあり、アジアにおける先駆的取り組みとして我が国が講じてきた社会保障諸政策に対して、期待は高まっている。</p> <p>水供給分野について、平成19年度は途上国3カ国の水道事業者に対して、水道設備敷設又は運営管理改善に関する調査・助言を実施した。調査・助言は当該国の水道事業の改善に活用されるほか、JICA等のプロジェクトとして結実するよう厚生労働省から関係機関に継続的に働きかけを行なう。</p> <p>保健医療分野について、平成19年度は8カ国の参加を得て、カンボジアで HIV/AIDS ワークショップを開催した。ASEAN 域内でも、財政力の違いによってエイズ対策の取り組みの格差が生じているが、カンボジアでは、自国の財政力が脆弱にもかかわらず国際援助機関等の支援により、効率的に ART（抗レトロウイルス療法）を普及し成功している。その要因として、①病院での ART、PMTCT（母子感染予防）、VCCT（自発的 HIV カウンセリング及びテスト）の各サービスをワンストップサービスとして提供する体制を整備していること、②地域ケア体制（Khmer HIV/AIDS NGO Alliance を始めとするコミュニティベースの相互扶助活動）を確立していること、③病院サービスと地域ケアサービスの連携が機能していること、の三点を挙げることができ、参加国からは、この普及手法を学ぶ機会が有益な経験であったと高い評価を受けている。</p> <p>社会保障分野について、平成19年度（第5回会合）は地域における高齢者サービスという観点から、社会福祉・保健医療サービスの連携と人材育成・地域開発をテーマとして、日本及び ASEAN 各国間の情報・経験の共有を図った。施設で提供されるサービスの内容と在宅介護の支援体制を日本で実際に学ぶ機会が得られることへ参加各国から高い評価がなされた。また、本会合の結果は平成19年12月にハノイ（ベトナム）で開催された ASEAN + 3 社会福祉大臣会合に報告され、各国から高く評価されるとともに、この社会保障ハイレベル会合開催を継続するよう強い要望が示された。</p> <p>このように各分野において我が国の経験を伝えることや開発途上国間の経験の共有を通じて、開発途上国各国が自国で政策を立案し或いは人材を養成するためのノウハウが蓄積され、国際社会への貢献に資する施策であったと評価する。</p>						
<p>施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要</p>						
<p>事務事業名：水供給プロジェクト計画作成指導等事業</p>						
<p>平成19年度 26百万円（補助割合：[国 /][/][/]）</p>						
<p>予 算 額：一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）</p>						
<p>実施主体：本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所</p>						
<p>都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人</p>						
<p>その他（ ）</p>						

<p>概要： 開発途上国に対する水供給分野の協力について、専門的な観点から被援助国の実状、ニーズを把握し、優先度の検討評価などを踏まえて、今後の協力を行うべき方向を具体的に検討する。また、併せて、特に重要と考えられる案件については、開発途上国が立案する水道計画（施設整備、経営等）の熟度を高めるために、厚生労働省の持つ技術的ノウハウを活用して、水源（河川、地下水）からの取水に始まり浄水処理を経て各戸等への給水に至る技術的見地からの現地調査や、料金徴収等も含めた経営状況改善に係る経済財務分析などの検討を開発途上国と共に行うことを通じて、途上国の行政及び事業者に対する助言・指導を行う。</p> <p>なお、これらの助言・指導は具体的案件形成に直接寄与するほか、その後の当該国における類似案件の計画策定・実施の際にも有効な計画策定手法として活用されることを目指している。</p>	
<p>事務事業名 : ASEAN・日本 HIV/AIDS ワークショップ開催事業</p>	
平成19年度	11百万円（補助割合：[国 /][/][/]）
実施主体	[本省]、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、[公益法人] その他（ ）
<p>概要： ASEAN 諸国及び日本が有するエイズに関する経験やノウハウの共有を目的として、WHO、UNAIDS（国連エイズ合同計画）等の国際機関と共催で、ワークショップを開催する。</p> <p>事業の実施にあたっては、エイズ対策に関する経験やノウハウが豊富な国でワークショップを開催することで、患者のケア、治療等に係る現場視察を行なうなど、より効果的な内容設定としている。</p> <p>本事業の結果、得られる効果については次のとおりである。</p> <p>① サーベイランス体制の構築、予防教育・患者ケア等の分野の知識・経験の共有が促進される。</p> <p>② 周辺諸国と交流することにより、国境を越えて推進されるべきエイズ対策に必要な協力関係の形成を容易にする。</p>	
<p>事務事業名 : ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業</p>	
平成19年度	42百万円（補助割合：[国 /][/][/]）
予算額	[一般会計]、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	[本省]、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、[公益法人] その他（ ）
<p>概要： ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合は、2003年より行っているものであり、社会福祉及び保健医療の分野における ASEAN 諸国との協力関係の発展及び当該分野での人材育成の強化を目的として、ASEAN10ヶ国（但しシンガポール及びブルネイは原則として自費参加）から社会福祉及び保健医療政策を担当するハイレベル行政官を招聘し開催するものである。</p> <p>また、本会合は、ASEAN + 3 保健大臣会合及び社会福祉大臣会合を支える事業として位置づけられており、これらの会合に成果が報告される。</p>	

個別目標 2						
労働分野における開発途上国の人材養成事業等に対して協力すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標					単位：点	
※【 】内は、目標達成率						
	H15	H16	H17	H18	H19	
1	協力の対象となる地域等における労働分野の人材養成の状況	—	—	—	—	37.9 【85.7%】
2	アジア太平洋地域人材養成協力事業の参加者が事業によって達成した成果に対する、参加者の所属機関による評価				100% 【110%】	調査中
3	技能実習修了認定を受けた技能実習生の割合 (95%以上/平成19年度)				93% 【98%】	94% 【99%】
(調査名・資料出所、備考)						
<p>指標 1 は、アジア開発途上国人事・労務管理者育成事業における、研修修了者が研修成果を総括的にまとめ発表した論文評価の得点である。(合格点35.0点/50点満点、合格点到達者12名/研修生14名中、財団法人日本経団連国際協力センターまとめ)</p> <p>なお、地域別に事業開始(平成2年)以来の全研修修了者に対して実施したフォローアップ調査の結果、帰国後に研修生が研修関連職務(人事・労務)で活躍していた割合は以下のとおり。(財団法人日本経団連国際協力センターまとめ)</p> <p>モンゴル(平成15年度調査) 45.4%</p> <p>ベトナム(平成16年度調査) 100.0%</p> <p>中国(平成17年度調査) 36.3%</p> <p>インドネシア(平成18年度調査) 45.8%</p> <p>フィリピン(平成19年度調査) 57.5%</p> <p>指標 2 は、人材養成協力事業の参加者が所属する機関において、報告内容が活用された割合である。</p> <p>指標 3 は、財団法人国際研修協力機構調べによるものであり、技能実習計画(技能実習のカリキュラム、スケジュール、指導体制等を記載した計画)どおり技能実習を修了したことを認定する技能実習修了認定証を受けた技能実習生の割合である。(平成19年認定証を受けた技能実習生30,435名/平成17年技能実習移行者数32,394名)</p>						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
	H15	H16	H17	H18	H19	
1	事業参加者数 (協力の対象となる地域等における労働分野の人材養成の状況)	327 (—)	341 (—)	238 (—)	246 (—)	235 (—)
(調査名・資料出所、備考)						
<p>指標 1 は、ASEAN 地域労使問題政労使セミナー事業の「セミナー参加者数」(財団法人日本ILO協会まとめ)と、アジア開発途上国人事・労務管理者育成事業の「研修参加者数」(財団法人日本経団連国際協力センターまとめ)の合計である。</p> <p>【参考】財団法人日本経団連国際協力センターホームページ http://www.nicc.or.jp/</p>						
個別目標 2 に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
<p>ASEAN 地域労使問題政労使セミナー事業においては、ASEAN の枠組みを活用しているため地域一体として取り組めるとともに、ASEAN 労働大臣会合や ASEAN 高級事務レベル会合との連携をもつことで、各国行政機関が事業の趣旨や効果を政策に反映させやすい効率的な仕組みとなっている点が優れている。</p> <p>本事業は、平成14年から3年計画で2期に渡り実施されたが、最終年度の平成19年度の ASEAN 高級事務レベル会合においてその成果が高く評価されるとともに事業の継続が求められたことから、平成20年度も引き続き実施することとなったが、これまでの委託事業ではなく ILO 拠出金事業に事業スキームを改めた。これにより、我が国からの</p>						

直接の支援を離れ、ILO がセミナーの企画立案及び事業運営を行うこととなったため、ILO の活動目的の一つである労使協調にかかる専門的知見が活用できるとともに、ASEAN 地域各国の自立的な活動が促進されるといった一層の効果が期待できるところである。

アジア開発途上国人事・労務管理者育成事業は、前半の日本語研修を含む Off-JT の基礎研修と、後半の企業内実施研修に分かれている。まず、研修希望者の年齢、経歴、職務、実習を希望する企業業種等を考慮し、研修対象者の人選を厳正に行い、基礎研修を集団的に行うことで効率化を図っている。その後の企業内実施研修は研修対象者が基礎研修により身につけた日本語により行うことができる、日本の人事労務管理システムを直接 OJT で学べるだけでなく、システムの背景にある日本文化や歴史等も無理なく学べるプログラムが効果的に組み立てられており、研修成果については対象国の経営者団体、研修修了生から高い評価を得ている。また、帰国後に人的ネットワークを構築し、日本及び途上国間相互理解の促進、我が国の国際協力の推進といった長期的効果も得られている。

これら事業は、国づくりの担い手となる基幹人材の育成を行うものであり、事業参加者の多くは実際に帰国後に関連分野で活躍していることから、十分有効であると言える。また、基幹人材の育成であることから、事業目的を対象途上国全体に効率的に波及させることができるとともに、我が国と関連の深いアジア地域の自立的で持続可能な発展を支えることは、我が国の安定した社会的・経済的発展にも役立つものである。

アジア太平洋地域人材養成協力事業においては、研修等参加者が各所属機関（行政機関、経営者団体等の民間団体、大学等の研究機関等）において研修等参加者の上司に報告を行い、その報告を受けて各所属機関の人材育成カリキュラム改訂や、人材育成計画の策定の一助とするなど、活用していることから、実効性があると考えられるため、引き続き実施していくことにより、さらなる人材養成が期待できると考えられる。

技能実習制度推進事業は、より実践的な技術、技能等の開発途上国への移転を図り、開発途上国等への経済発展を担う「国づくり」に協力することを目的とする技能実習制度の適正かつ円滑な推進に向け実施するものである。本事業に対する評価方法として、計画どおり技能実習を修了したことを認定する技能実習修了認定証を受けた技能実習生の割合を本事業の達成状況を確認するための指標としているところである。平成19年度実績は、前年度実績93%から94%と1ポイント上昇しており、当初の計画どおり能力を開発・向上し母国へ無事帰国することができた技能実習生の割合が増加しており、本事業の実施による効果が得られていると考えられるところである。しかしながら、平成19年度目標（95%以上）については未達成となっており、これは、平成19年中に地方入国管理局より不正行為認定を受けた受入れ機関が過去最高の449機関であり、その影響により当初の予定どおり技能実習を継続できず途中帰国した技能実習生が増加したことによると考えられるため、引き続き本事業の実施を通じ、制度の適正化を一層推進していく必要がある。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	ASEAN 地域労使問題政労使セミナー事業
平成19年度 予 算 額	22百万円（補助割合：[国 /] [/] [/]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	[本省] 厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、[公益法人] その他（ ）
概要	ASEAN 地域を対象に、同地域の健全な労使関係の構築を目標として、政労使を対象としたセミナーやワークショップを開催し、その中で労使対話の重要性や我が国の労使関係における知識や経験の共有を図っている。
事務事業名	アジア開発途上国人事・労務管理者育成事業
平成19年度 予 算 額	46百万円（補助割合：[国10/10]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	[本省] 厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、[公益法人] その他（ ）
概要	アジア地域の開発途上国の企業・経営者団体の中核幹部を我が国の企業へ受け入れ、我が国の人事・労務管理手法を学ばせることにより、同地域の日系企業を含めた現地企業の発展を図り、同地域の安定・発展に貢献する事業である。

事務事業名	アジア太平洋地域人材養成協力事業
平成19年度 予 算 額	120百万円（補助割合：[国10/10]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：	アジア太平洋地域における人材養成分野での協力に関するノウハウの蓄積及びその活用方策の検討等国際協力基盤の整備を図るとともに、ASEAN、APEC（アジア太平洋経済協力）及びアジア太平洋地域技能就業能力計画の枠組みを活用しつつ、協力対象国の能力開発システムの構築・改善、被援助国の卒業促進、官民協力の促進、日本の情報発信機能の強化等を目的として、各種研修事業等並びに人材養成分野の国際協力を実施する。
事務事業名	技能実習制度推進事業
平成19年度 予 算 額	381百万円（補助割合：[国10/10]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：	外国人研修・技能実習制度の適正かつ円滑な推進を図り、外国人研修・技能実習生が修得した技能等を帰国後母国で活用することによって経済発展に資することを目的に、外国人研修・技能実習生の管理を一元的に行うとともに、受入れ企業、技能実習生等に対する指導・援助等を実施する。具体的には、研修生・技能実習生受入れ企業等に対する巡回指導や企業の外国人研修を担当する研修指導員に対する講習会の開催等を行う。

5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率	
指標 1	目標達成率 %
指標 2	目標達成率 %
(目標達成率を算定できない場合、その理由)	
※本施策目標については、定量的な指標を定めて評価する性質のものではない。	
2 評価結果の政策への反映の方向性	
i	施策目標の終了・廃止を検討 (該当する場合に○)
ii	施策目標を継続 (該当する場合に次のいずれか1つに○)
	(イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
	(ロ) 見直しを行わず引き続き実施
	(ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
iii	機構・定員要求を検討 (該当する場合に○)
(理由)	
施策目標の達成に向け着実に実施しているところであり、現在の取り組みを続ける。	
3 施策目標等に係る指標の見直し (該当するものすべてに○)	
(施策目標に係る指標)	
i	指標の変更を検討
ii	達成水準又は達成時期の見直しを検討
(個別目標に係る指標)	
i	指標の変更を検討
ii	達成水準又は達成時期の見直しを検討
(理由)	

6. 特記事項

①国会による決議等の状況 (警告決議、附帯決議等)
なし
②各種政府決定との関係及び遵守状況
規制改革推進のための3ヵ年計画 (改定) (平成20年3月25日閣議決定)
・研修生・技能実習生の保護のため早急に講ずべき措置
・受入れ機関の適正化のために早急に講ずべき措置
・送出国政府に対する適正化要請等
・実務研修中の研修生に対する労働関係保冷の適用
・「再技能実習 (又は高度技能実習) 制度」の検討
③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況
なし
④会計検査院による指摘
なし
⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
平成19年5月11日「研修・技能実習制度研究会」中間報告とりまとめ
・実務研修中の研修生の法的保護のあり方
・技能実習の実効性の確保
・受入れ団体の役割、責任
・同等報酬要件の実効性の確保
・より高度なレベルの技能実習
・ブローカー対策、チェック機能の強化

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

なし
